

分割管理を検討しましょう ～大規模家きん農場の経営者の皆様へ～

令和7年10月1日から、「分割管理導入の検討」は大規模農場に対する義務となりました。

導入を想定した具体的な検討がなされていない場合は、飼養衛生管理基準違反になります。

農場の分割管理、早期通報の徹底によって

農場全体の殺処分を防ぎ、生産の継続が可能です。

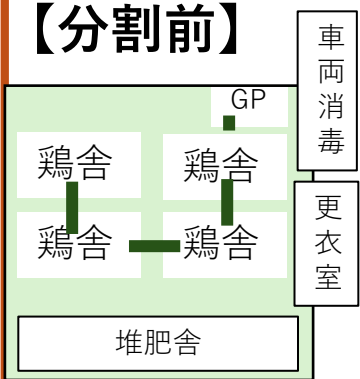
(実際に殺処分羽数を約120万羽⇒約36万羽に抑制した事例も!)

→支援も活用しながら、分割管理に取り組み、
万が一発生したとしても影響を最小に!



基本的な分割管理

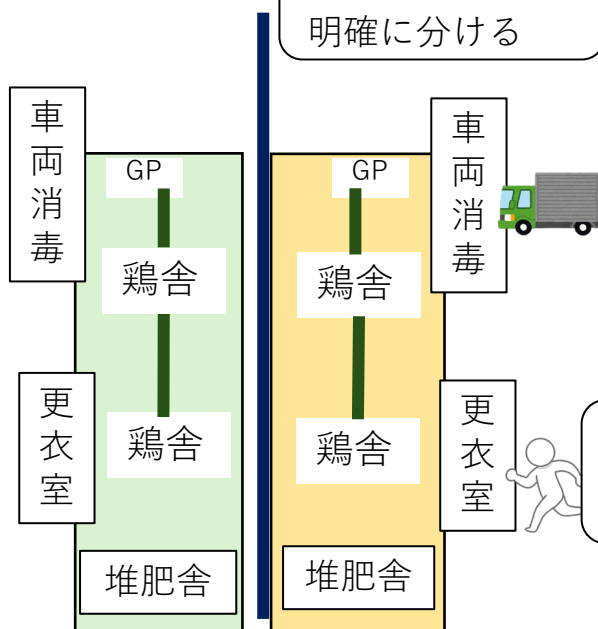
【分割前】



集卵ベルト: —
GP:GPセンターや集卵室

集卵ベルト
は分ける

【分割後】



農場を柵などで
明確に分ける

衛生管理区域や人・
物の動線を分けて
交差をなくします。

入口、車両、作業者、
機材を分ける

車両消毒施設、更衣室等
を設置

堆肥舎等の付属施設は分ける

※ 詳細は、分割管理マニュアルを御確認ください。



どうしても基本的な分割管理が難しい場合には…?

基本的な分割管理の実施が困難な場合…

例① 集卵ベルトが分けられない

→集卵ベルトの消毒ができるよう準備しておくことで可能

例② 作業者が分けられない

→分割後の農場毎の入口でシャワー・着替えをすることで可能



それなら取り組めるかも！でも財政的な支援が必要だなあ！

国の支援の対象となる施設の一例



農場の柵・壁、舗装等



車両消毒施設



ウインドレス鶏舎



更衣室、シャワー室



堆肥舎

消費・安全対策交付金や**畜産クラスター事業**

で**費用の1/2以内**を支援しています。

検討される場合は、**都道府県畜産部局**まで御相談ください。

分割管理の導入は、御自身の経営安定に大きく寄与するため、実施に向けて具体的に御検討ください！